

市・県民税 特別徴収税額の納期の特例に関する申請書

(令和 年 月 日提出)

中間市長 様	申請者	住所 (所在地)							電話番号				
		氏名 又は名称							特別徴収指定番号				
		法人番号											
地方税法	第321条の5の2第1項 第328条の5第3項		の規定による特別徴収税額の納期の特例についての承認方を申請します。										
①	特例の適用を受けようとする年月		令和 年 月分以後の特別徴収税										
②	申請日前6ヶ月間の月別の給与の支払を受ける者の人員及び各月の支払金額 (外書は、臨時勤務者にかかるもの)		年 月	外	人	円	年 月	外	人	円			
			年 月	外	人	円	年 月	外	人	円			
			年 月	外	人	円	年 月	外	人	円			
(一)	現に市税の滞納があり、又は著しい納入遅延の事実がある場合において、それがやむを得ない事由によるものであるときはその事由								所得税源泉徴収税額の納期の特例に関する 申請書の提出の有無				
(二)	申請の日前1年以内に納期の特例について、その承認の取り消しを受けたことの有無		有 ・ 無						有 ・ 無				

※ 市 処 理 欄	処理区分		滞納状況				※ 決 裁 区 分	担当者	係長	課長補佐	課長
	年 月 日	(却下の理由)									
	承認	却下									

申請についての注意事項

一. 特別徴収税額の納期の特例の制度について

1. この特例の適用を受けることができる特別徴収義務者は、その事務所、事業所その他これらに準ずるもので給与の支払事務の取り扱いを受ける者の人数が常時10人未満である特別徴収義務者です。
2. 1. に該当する特別徴収義務者がこの特例の規定の適用を受けようとする場合には、中間市長に申請し、その承認を受けなければなりません。
3. この特例の承認を受けた場合の特別徴収税額は、次に掲げる期限までに納入することになります。
(給与所得にかかるもの)

6月から11月までに特別徴収した税額	12月11日まで
12月から翌年5月までに特別徴収した税額	6月11日まで

(退職所得にかかるもの)

6月から11月までに特別徴収した税額	12月11日まで
12月から翌年5月までに特別徴収した税額	6月11日まで
4. 納期の特例について承認を受けたものは、給与の支払を受ける者が常時10人以上となった場合には、その旨を遅滞なく中間市長に届け出なければなりません。

★★注意★★

滞納や著しい納入の遅延があるような者については、この特例の承認を受けられないことがあります。

また、この承認を受けても、新たに市税を滞納したり、納入の遅延をきたしますと、この特例の承認を取り消されることがありますから、ご注意ください。

二. 申請書の書き方

1. 「①」欄には、特例の適用開始を希望する年、月を記入して下さい。
2. 「②」欄には、申請の日前6ヶ月間の月別の人員と、各月の給与の金額（賞与等の臨時的給与の金額を含みます。）を記入して下さい。
この場合において、臨時的勤務者がある時は、その人数及び支払金額をそれぞれ外書してください。
3. ※印の欄は記入しないでください。